一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

1. 現状

一般廃棄物処理基本計画は、市域の一般廃棄物の適正な処理を行うために策定する 計画であり、焼却施設が本稼働したことなどを踏まえ令和3年8月に策定し、概ね5 年後の令和8年頃の中間見直しとしていた。

しかしながら焼却施設稼働に伴う分別区分の変更やごみ処理手数料の改定に加え、 新型コロナウイルス感染症拡大といった社会経済活動への影響などにより、計画策定 時に推計したごみ処理量と実績量に乖離が生じる。

一方、計画で推計するごみ量は、今後のごみ処理手数料算定の基礎数値となること から、様々な要因から変化した廃棄物の発生量の現状を踏まえたごみ処理量の推計が 必要であり見直しを実施するもの。

2. 中間見直しの考え方

- (1) 社会情勢の変化や関連する計画の見直し内容の反映
- (2) 現状を踏まえたごみ処理量への修正
- (3) ごみ処理恵庭モデル検討会からの提言内容を反映

3. 中間見直しの主な内容について

- (1) 上位計画である環境基本計画の改定内容の反映
- (2) 個別法であるプラスチック資源循環法の趣旨の反映
- (3) 社会情勢変化によるごみ処理量の減少に伴う計画値及び目標の変更
- (4) ごみ処理恵庭モデル確立に向けた提言内容の反映
- (5) 食品ロス削減推進に向けた取組内容の反映

4. 一般廃棄物処理基本計画改訂案

別紙のとおり